

安全管理規定

平成 29 年 9 月 11 日制定
長野観光自動車株式会社

(目的)

第1条 この規定（以下「本規定」という。）は、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2ならびに第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全確保をするために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第2条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。

2 輸送の安全に関する計画の策定(Plan)、実行(Do)、チェック(Check)、改善(Act)を確実に実施し、全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第3条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- ② 輸送の安全に関する費用や防止のための投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を講じること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

3 関連会社(長野観光バス株)とも協力し、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第4条 前条の掲げる方針に基づき、目標を策定する。この数値目標は、本規定第11条による運輸安全委員会がこれを定め、必要に応じて見直し、継続的な

改善を行う。

(輸送の安全に関する計画)

第5条 前条二掲げる目標を達成し、輸送の安全を確保するために必要な乗務員の指導監督の見直し計画を作成する。

(社長の責務)

第6条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任者とする。

- 2 社長は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制及び必要な組織を構築する。
- 3 社長は、輸送の安全確保のための業務の実施及び管理の状況が適切かどうか常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第7条 社長は、次に掲げるものを選任し、輸送の安全確保について責任になる体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- ① 安全統括管理者
 - ② 指導主任者
 - ③ 統括運行管理者
 - ④ 統括運行管理者代務者
 - ⑤ 整備管理者
 - ⑥ 整備管理者補助者
- 2 指導主任者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、運転者の指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別の定める運輸安全マネジメント組織図による。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第8条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全性に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対応策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第9条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める交通事故処理規定による。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長または必要な担当者等に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第10条 第4条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(運輸安全委員会)

- 第11条 社長は、安全統括管理者、統括運行管理者、指導主任者、乗務員委員会代表により構成された運輸安全委員会を設置する。

- 2 運輸安全委員会は、従業員や外部からの意見、情報等に基づき事故原因の解明を行い、事故再発防止の計画を策定し、全従業員に周知徹底を行う。
- 3 運輸安全マネジメント委員会は、指導内容の効果について、1年に一度事故統計の結果を確認して評価を行う。
評価の結果、事故件数の削減が見られない場合、又は、削減が少ない場合には、更なる指導方法の検討を行い、目標達成に向け努力を行う。

(輸送の安全に関する社内チェック)

- 第12条 安全統括管理者は、運輸安全委員会のメンバーの中から実施責任者を定め、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する社内チェックを実施する。

また、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、そのほか特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する社内チェックを実施する。

- 2 社内チェックは、別紙チェックリストに基づき実施する。
- 3 安全統括管理者は、前項の社内チェックが終了し、その結果、改善すべき事

項が認められた場合は、速やかに社長に報告し、輸送の安全確保の為に必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第13条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又はチェックの結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保の為に必要と認める場合には、輸送の安全の確保の為に必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第14条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。
- 3 公表方法については、社内掲示板等に掲示するものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第15条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部チェックの結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前条に掲げる情報の公開結果はこれを適切に保存する。

(実施期間)

第16条 本規定は平成29年9月11日から実施する。